

1 職業訓練指導員試験

職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験(指導方法・関連学科(系基礎学科・専攻学科))によって職業訓練指導員としての適否を判定するものです。

(1) 実施時期(東京都の場合)

詳細については、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課までお問い合わせください。

(4ページ:問い合わせ先参照)

(2) 実施内容

技能検定の1級・単一等級合格者を受験対象とした指導方法の試験は毎年実施しています。

実技試験及び関連学科試験(系基礎学科・専攻学科)を行う職種はその年ごとに東京都で選定します。

(3) 受験資格等

(別表1)受験資格及び免除範囲 6ページ

(別表2)他の法令による受験資格及び免除範囲 7~8ページ

(4) 提出書類等

- ①受験申請書
- ②履歴書
- ③写真(タテ4cm×ヨコ3cm、2枚)
- ④印鑑
- ⑤受験資格及び免除資格を証する書類

※職業訓練指導員試験実施内容の詳細については、別途受験案内を発行いたします。

別表1<受験資格及び免除範囲>

	受験資格	受験に必要な実務経験年数	免除範囲		
			実技	学科	
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者(他の免許職種を受験する場合)	1年			
	免許職種に関し応用課程の高度職業訓練修了者	0年		○	○
	免許職種に関し専門課程の高度職業訓練修了者	1年		○	○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年			
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者	3年			
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者	3年			
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年		○	○
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年		○	○
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年			
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者	5年			
	実務経験のみの者	8年			
厚生労働大臣指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年		
		3年制	2年		
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4年		
		3年制	3年		
技能検定合格者	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者(11・12ページ別表3参照)	0年	○	○	○
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者	0年			
	免許職種に関し技能検定2級合格者	0年	○		
指導員免許一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	—	○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(指導方法)に合格した者	—		○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者	—			○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち専攻学科)に合格した者	—			○
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者(当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ)	—			○
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者	—	○		
その他	他の法令により受験資格を有する者(7ページ別表2参照)	0年	(7ページ別表2参照)		

注)○印は免除される範囲を示します。*「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

職業能力開発促進法施行規則 第45条の2、第46条

別表2<他の法令による受験資格及び免除範囲>

免許種目	受験をすることができる者
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則によるボイラー溶接士免許を有する者
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者
冷凍空調機器科	高压ガス保安法による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者
発変電科	電気事業法施行規則による第一種ボイラー・ターピン主任技術者又は第二種ボイラー・ターピン主任技術者の免状を有する者
電気科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和54年通商産業省令第52号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)
送配電科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技士若しくは第二級アマチュア無線技士の免許を有する者又は航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年通商産業省令第71号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者
建築科 枠組壁建築科 ブロック建築科 防水 プレハブ建築科	建築士法による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)
測量科	測量法による測量士又は測量士補の合格証書を有する者
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは一級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・ターピン主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法に基づいて商工会議所法が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者
情報処理科	情報処理技術者試験規則の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成6年通商産業省令第1号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者

実技	試験の免除を受けることができる者			免除範囲
	学科	指導方法	系基礎	専攻
ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設業法施行令による建設機械施工の一級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○	
高压ガス保安法による第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
電気事業法施行規則による第一種ボイラー・ターピン主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者若しくは第二種電気主任技術者の免状を有する者、省令(昭和54年通商産業省令第52号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)		○	○	○
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者又は第二種電気主任技術者の免状を有する者		○	○	
電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
省令(昭和48年通商産業省令第71号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○	
自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)	○	○	○	
自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者(※1)	自動車整備(内燃機関を除く)	○	○	車両及び車体整備法を除く
自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
建築士法による一級建築士免許を有する者		○	○	
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)		○	○	
測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・ターピン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る)		○	○	
電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者		○	○	
公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	(簿記のみ)		(簿記のみ)	
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理技術者試験規則の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成6年通商産業省令第1号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		○	○	

(※1)一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士を含む。

注)○印は免除される範囲を示します。